

実施方針： 国の緊急浚渫推進事業債の予算を活用し、社会的影響度の高い堆積土砂を解消

【現 状】

- ◆ 前期5か年（H29～R3）において、国の3か年緊急対策を活用し対策量を倍増
 - 氾濫時の影響が人家や道路など重要インフラへ及び危険性のある堆積箇所において、集中的に対策したことにより、優先度Aが解消及びBについても大幅に解消し、河道の改善が図られた。
(対策土量は約2.2倍 これまでの対策(H24～28)：37万m³ ⇒ 集中対策期間(H29～R3)：81万m³)



【5か年計画】

- ◆ この5か年（R4～R8）においては、現状の河道を維持するため、引き続き、緊急浚渫推進事業債を活用し、適切な河道管理に取り組む
 - 河道内の土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを踏まえ、優先度（A～C、経過観察）を付けて計画的に対策を実施

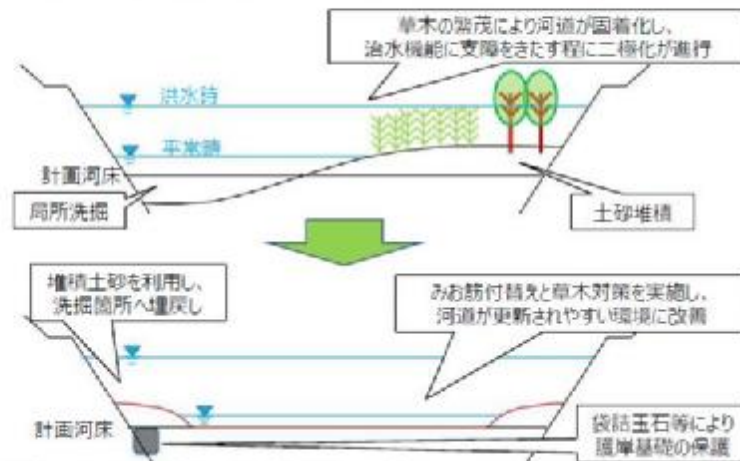
堆積土砂対策の実施範囲

対策の優先度		社会的影響度（氾濫時の影響等）		
		低	中	高
河積 阻害 率	20%以上	C	B	A
	10～20%	経過観察	C	B
	10%未満	経過観察	経過観察	経過観察

5か年計画(R4～R8)の対策範囲イメージ

【実施イメージ】

- ◆ 対策の実施にあたっては、堆積土砂を利用し、河床が低下した箇所へ埋戻しを行うことや、河道内に流れを阻害する樹木がある場合、伐採を併せて行うなど、引き続き、効果的・効率的な対策に取り組む

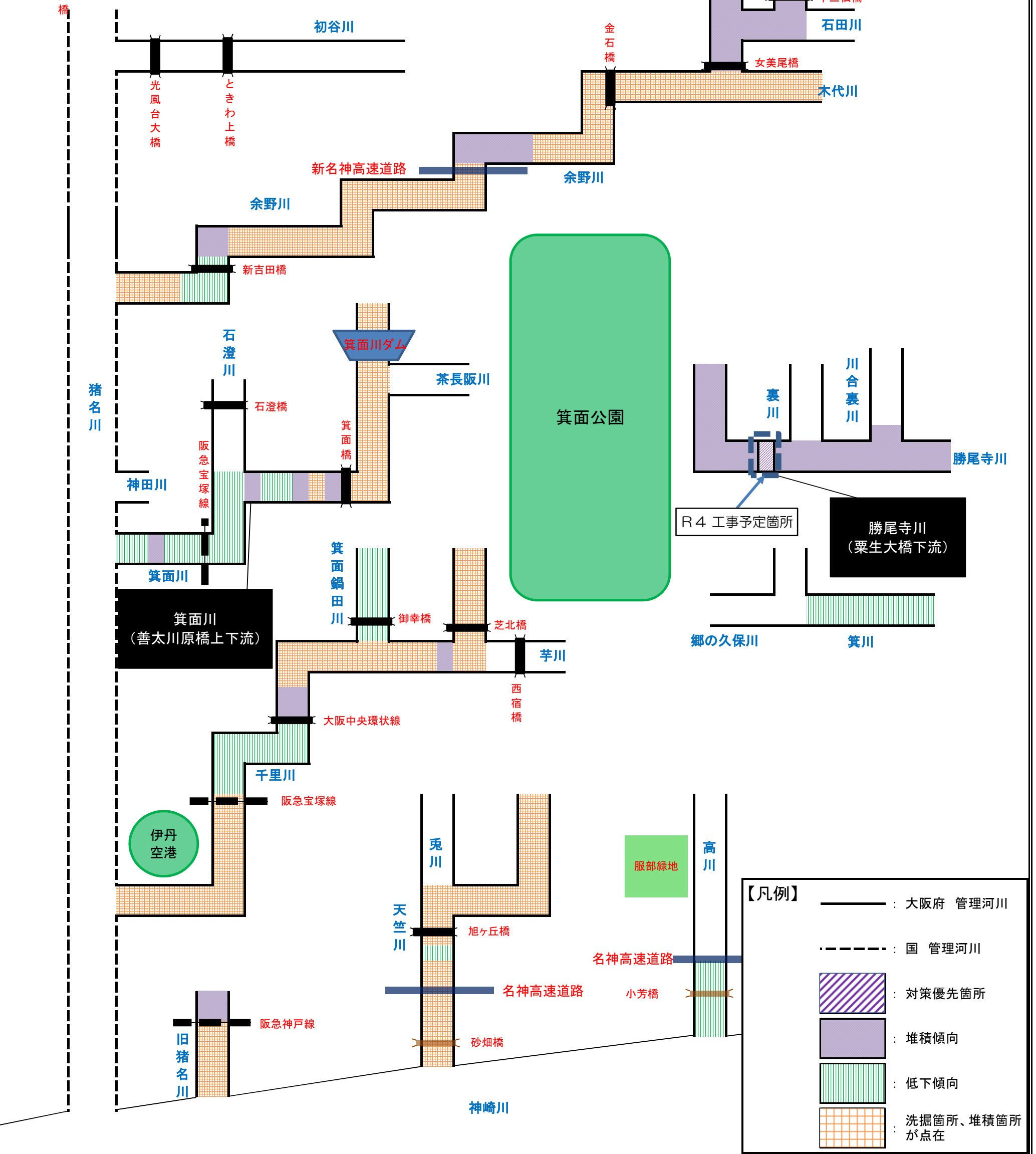
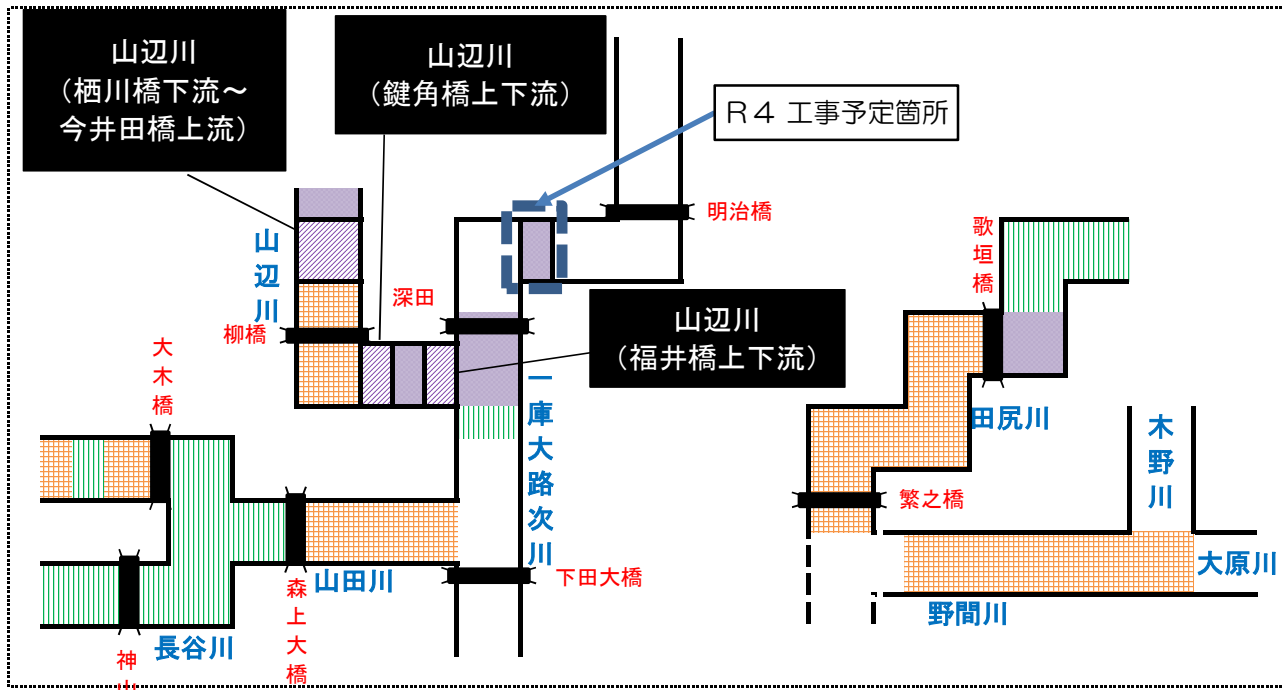


※ 樹木については、除根など再繁茂対策の実施



池田土木事務所管内

対策優先箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響を考慮し、計画的に対策を講じていく箇所
 (その他の区間においては、適宜、河道内の状況を確認の上、土砂の堆積状況等を踏まえ、必要に応じ対策を実施)



【凡例】

- : 大阪府 管理河川
- - - - : 国 管理河川
- : 対策優先箇所
- : 堆積傾向
- : 低下傾向
- : 洗掘箇所、堆積箇所が点在